

令和2年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月2日(木) 13時30分から14時30分

2. 開催場所 基幹集落センター2階ホール

3. 出席委員 (17名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	7番	森安	正						
委員	2番	平山	則雄	3番	横山	実男	4番	森田	良彦
	6番	堤	昭雄	8番	宗石	和彦	9番	西村	広幸
	10番	西岡	久	11番	山崎	彰	12番	三木	克司
	13番	上島	陽子	14番	鍵山	佳広	15番	小松	和啓
	16番	三谷	富重	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣

4. 欠席委員 (2名)

1番 水田 義郎 5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第4条の規定による届出について(報告)
第4号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号 下減面積の設定について
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野島	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時30分) 定刻がきておりますが、上島さんがまだちょっと見えておりませんが、定足数には達していますので会を進めたいと思いますのでよろしくお願いを致します。 4月になりまして、新しい年度を迎えまして、職員の異動もあっておりますですね、西本局長が定年で退職をされましたが、あとですね、保健福祉センターの所長ですね、またお勤めをするようになってます。 今日は会場がですね、ちょっと違いますので、今度向こうの会場やったら1階ですでお声をかけてあげていただきたいと思います。 新しくですね、局長が川島進さんが今度着任をいただきました。またこれから先よろしくお願いをしたいと思いますので皆さん方にお知らせをしておきま
---	---	---

す。

今日はですね、昨日の風で水田義郎さんのハウスがちょっと傷んだということで、今日欠席届が出ております。それから他にもですね、今日は欠席が岡田委員が、ちょうど田植になって、今日欠席っていうことで、2人の方から報告をいただいております。

今日は議事録の中でですね、訂正がちょっとあります。そして本日の議事録の署名委員は森安委員と宗石委員にお願いいたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

それではすいませんが、川島さん、一言ご挨拶をいただいて会を進めたいと思います。それではよろしくお願いします。

事務局 失礼します。4月1日付けの人事異動によりまして教育委員会から変わってきました、農林課長兼農業委員会事務局長ということで川島と申します。

以前には、平成19年ごろから3年位農政課って当時言ってたんですけど、そこにおったことがあります。農業委員会の方は初めてでして、またご迷惑をかけるかもわかりません。どうぞよろしくお願い致します。

議長 こちらこそ、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから、本来ですと今日はですね、歓送迎会、そして恒例の花見ということで毎年やっておりましたけれども、こういう時期ですので、延期ということでですね、一応6月の、次の次、6月は香北で会があるまわりですので、その時にですね、計画をしたいというふうに思っています。コロナの関係でどういうふうになるかは未定ですので、確実に6月にできるということは果たして言えるかどうかわかりませんが、予定としてはそういうことですのでお願いを致します。

それでは本日の会に入っていきたいと思いますので、みなさん、よろしくお願い致します。

訂正の方をちょっとご説明させていただきます。

事務局 すいません。2か所ございます。写真資料の方ですけども、差し替えの資料を一部置いております。資料7-2ですが、開ってた範囲が間違ってます、納骨堂が見えておりますが、ここが申請地に含まれるようになっております。

もう一点はですね、資料を戻っていただいて6-2、非農地証明願いの方ですけども、6の下段の写真なんですけども下段の写真に赤い灯油缶が見えてますが、この辺から申請地の境ということで道路の下まで点線を引っ張ってますが、この灯油缶から右に直線を引っ張ってもらったところが境になりますのでよろしくお願いをします。以上です。

議長 6-2の下の写真、携行缶が置いちゃあね、燃料入れる、それから自転車のタイヤが見えちゃうけれども、その辺りまでということ、上から。

事務局 そうです。

議長 ずっと延長されてないっていうことやね。

事務局 そうです。

議長 はい、わかりました。

それでは議案に沿いまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町吉野字命谷西ノ丸1589番、地目は田、面積は1,406㎡、外5筆、計6筆で合計面積4,476㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は0㎡、譲渡理由は孫への贈与、譲受理由は祖父より受贈、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々字堀田畝1199番1、地目は畑、面積は185㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は5,144.29㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は2で10a当たり100,000円で総額18,500円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町五王堂字大田971番、地目は田、面積は221㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は3,356.49㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり100,000円で総額22,100円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町五王堂字大田978番、地目は田、面積は66㎡、外6筆、計7筆で合計面積751㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は14,920.55㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は4で10a当たり100,000円で総額75,100円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町柳瀬字上ミ屋式田380番4、地目は畑、面積は1.48㎡、外1筆、計2筆で合計13.48㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は8,781.88㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は5で10a当り100,000円で総額1,348円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますので、ご質問があれば挙手をしていただきたいと思います。何かご質問は有りませんか。はい、どうぞ。

委員(11番)

すいません、資料5の件ですが、この土地は[REDACTED]さんがすぐ売りたいということで整理したいということで、すぐ上の畑、自分の畑なので買って欲しかったということになってきたのですが、見てのとおり、もう原野になってます。平成の27年までは、これは山林として登記しとったらしいのですが、登記の際に畑という地目になって畑として自分が決定して買うんですが、農地を原野、山林にするときには手続き要りますよね、許可が、でもこういう農地にするときには、明らかに畑ではない山林みたいなところを農地にするのは全然問題ないがですかね。

事 務 局

今回のこの申請についてはですね、行政書士さんをお願いしたと思うんですけどもその登記簿に地籍調査が入った段階で畑ということでやっております。今回3条の契約に至ったのは購入されて柚子を植えられるという契約書で来られてまして、それで確認をして3条でいけるということで申請をされてるんだと思います。

委員(11番)

聞いたところ、書類上何の問題もないがです。問題無いがですけど、見たときに明らかに畑ではないですよね。例えば山林とかを勝手に農地として申請す

ることはできるがですかね。

事務局 今回おそらく地籍調査の時にですね、手続きの中でそういったことがされたということではないかと思えます。それ以上のことはちょっとわかりませんが、登記は地籍調査の成果によって変わっております。

委員 (11 番) この地主の人も山林から畑になったってことは全然知らずに判を押したっていうことで。構いません、全然構んですが、勝手に農地にすることが自由にできるっていうことが知らなかったの。

事務局 地籍調査の時にこの地域を調整しますということで、1年目に現地に一緒に行っていただいて、ここ分率とか、地目の確認、立会のうえでそこで確認して、2年目に地図ができます。地図が出来て税で配られる名寄帳みたいな、調査した地区の名寄帳みたいなものを出してきてですね、今度この原野やったところを農地にしますと畑にしますとそこで間違いないですかと、線の確認と形の確認と地目の確認、面積の確認をしていただいて、同意の判を、そこでもう地目が変わったということで納得していただいたということで、一応確認は取ります。

委員 (11 番) 流れは聞いてます。本人がですね、山林のままがかまんと思うちよって畑とか関係なしで判を押したって言うたので。明らかに畑ではないのに、自由に畑に地目が変われるもんかなと。これ地籍調査の時だから変えれたということ。

議長 そういうこと。

委員 (11 番) 普段は普段通りということはないですかね。

議長 変えられるろう。

事務局 普段についてはですね、現況主義ですので現況で確認によってなります。例えば宅地を壊した後ですね、畑とかにした場合には現況によって、現況が畑であればですね、農地法の適法を受けるようになります。

委員 わかりました。

議長 ■■■■、すいません。今度買われたところは柚子を植えるっていう話でしたけど、そういうことで構いません。

委員 (11 番) 柚子の畑としてっていうことで植えるような状態ではないですね。

議長 周辺は。

委員 (11 番) 周辺いうたら。

議長 買われたところの周辺は柚子畑があるとかいう状況じゃない。

委員 (11 番) ずっとあるよ。この辺柚子畑なんで。

議長 ああそうか。柚子を植えようと思ったら植えられるけれどもってことですね。はい、わかりました。ぜひ柚子を植えてですね、一緒に管理していただけたらありがたいと思えます。すいません、他に何か有りませんか。

1番の贈与でっていうことになってますけれども、現況の写真を見るとです

ね、これから先、どういうふうなことに使われるかなあという懸念もありますが、地元の人なんかですみねえ、困らんように、耕作放棄地になつたりせんようにですみね、是非とも全部が全部柚子が植わって、えい状態であればいいですけど、地元の委員さん、すみませんけど、しばらくちよつと見守っていただきたいというふうに思ってます。柚子は現在はお父さんですかね、孫やき、おじいさんか。おじいさんが管理をして作られよつたがです。

事務局　そしたら補足説明をします。現在はおじいさんがやってるんですけども、息子さん、お孫さんのお父さんが一緒にやっております。ちよつと現地確認に行ったときにお父さんにも会えまして、写真で見るとですみね、1-5とかのところが心配されるころだと思ふんですけども、ここはですみね、案内をしてもらってきれいに草とかも刈られています。木ですみね、周りに木が植わってる関係でちよつと見えないですけども、柚子を植えて、周りにも鹿とかが来ないようにネットをされてたんですけど、それを壊されて、鹿にやられたというところで、またこれからやり直すということで聞いております。他のところはしつかり、栽培とかされてましたので、営農についてはですみね、今のところ問題は無いのかなあというふうには感じております。以上です。

議長　はいわかりました。すみません。2番を、写真の資料2-2の写真を見ると何の木が植わっちゃうか、雑木みたいな感じもするけど。

事務局　2-2の写真資料があるんですが、1番がですみね、ちよつと開いにくかったです。ちよつと葉っぱがついてないところが銀杏です。2番が中へ入って下から上に向けて写したんですが、銀杏の木が生えておるところで、ちよつと周りに竹林とかあるんですけど、その合間にですみね、農道が通ってますが、その合間に銀杏が植わっております。

議長　はい、わかりました。銀杏、どうせ落葉してですみね、こういう状況になっちゃうと思いますので、また新しく葉が出てきたら銀杏だとわかるかと思ひます。他に何かご質問有りませんか。各段無いようでしたら採決に入る前に■■■■に退席をいただいてですみね、■■■■さん、案件5番ですかね、その5番だけ採決をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

-----■■■■委員退席-----

議長　それでは採決に入りたいと思ひますが、5番の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長　はい、全員賛成です。右難うございました。

-----■■■■委員入席-----

議長　■■■■さん、ご承認をいただきましたので、それでは全体的に皆さん方のご承認をいただきたいと思ひますが、ご承認をされます方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長　はい、全員賛成です。右難うございました。続きまして、議案第2号非農地証明願ひにつきまして説明をお願いします。

事務局

議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町新改字屋舗田丸1171番、地目は田、面積は100㎡、利用状況は進入路、所有者、申請人、非農地化した理由は、昭和60年頃に父が田への進入路と設置。その後、圃場整備を行い、現在残っている道を自宅への進入路として利用し、現在に至る。調査員は田村推進委員で資料は6です。

2番、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1848番ロ-1、地目は畑、面積は33㎡、利用状況は墓地、申請人、非農地化した理由は、平成13年4月に納骨堂を建立し、墓地として利用し始め、今日に至っている。調査員は原委員で資料は7です。以上です。

議長

はい、有難うございました。すいません、1番の補足説明を田村推進委員、お願いします。

推進委員
(8番)

資料6-1の地図と資料6-2の写真の上段を見ていただきたいと思ます。上段の写真はですね、西側から東向いて撮ったものでございまして、右側にはさん宅がございまして、これは宅地と開いております。そしてその奥に作業場がありまして、同じような宅地が広がっていると。北側はですね、一段高い約2mくらいの土羽がございまして、その上の農地はですね、同じくさん宅の農地であるということとございまして、西側にはですね、道路を挟みまして農地があります、農地2人の所有者から同意を得てるということとございまして、現在の状況、また付近の状況から見てですね、特に問題無いと思われます。以上です。

議長

はい、すいません、2番については私の方から補足説明をさせていただきます。今日は資料の訂正があつてですね、写真資料が添付されてますが、ちょうどこの辺り、今さんていう人が柚子を植えるべくということとですね、今ちょっと竹を切ったり、木を切ったりしてですね、造成をしておりますが、その土地の手前に、1-1に砂利敷きのところがありますが、その砂利敷きのところと挟まれたところでして、君、現在ちょっと病気で療養中ですが、お兄さんに君というお兄さんがおりまして、私と同級でした。小学校から高校まで同級でしたが、県外へ働きに出まして、23歳の時に事故で亡くなつてます。その時からずっとお墓があるものでありまして、長年経つておるし、さんからの同意もいただいけちゅうという思いがありますので各段問題は無いと思ますのでご報告をさせていただきます。

以上で補足説明が終わりましてので、皆さん方より、非農地証明願いについてのご質問があれば受けたいと思ますが、何かご質問有りませんかね。

-----質疑なし-----

議長

採決にあたりましてはさんが関係しておりますので、退席をしていただいて、1番の案件についてですね、採決に入りたいと思ますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

-----委員退席-----

議長

それでは1番の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

ませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようでしたら、議案第3号につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思ひます。

引き続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字百石畑92番1、地目は田、面積は165㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、転用目的は木造2階建て住宅1棟、資料は10で調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 説明が終わりましたので皆さん方より質疑を行いたいと思ひます。質問は何か有りませんかね。

ここはですね、市街化区域内の宅地化ということで各段問題は無いと思ひますが、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

まずは、6ページ、農業公社による中間管理の貸借事業になります。

1番、香北町日比原の農地12筆、合計2,203㎡を
さんから借り受け、このあと、
さんに貸し付ける予定になっております。貸借借権で期間は15年となります。

次に7ページに移ります。2番、新規設定になります。土佐山田町楠目の農地、459㎡を
さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は1年となります。この
さんですけど、工科大生で、実際は
にお住まいなんですが、公的な書類ですので、住民票の住所を記載するということで
ということになっております。ご了解いただきたいです。

3番は再設定で、土佐山田町の農地、3筆1,546㎡を、
さんが借り受け、青ネギ・レタス等を栽培致します。貸借借権で期間は8年です。

続いて8ページになります。4番、再設定で、土佐山田町の農地、1,611㎡を、3番と同じ
さんが借り受け、オクラと豆を栽培します。貸借借権で期間は8年です。

5番、新規設定になります。土佐山田町楠目の農地5筆、合計1,892㎡を、
さんが借り受け、水稻と果物を栽培します。使用貸借権で期間は1年となります。

9ページに移ります。6番、新規設定になります。土佐山田町町田の農地、1,119㎡を
さんが借り受け、牧草を栽培します。使用貸借権で、期間は3年です。

7番、新規設定になります。土佐山田町加茂の農地、3,663㎡を、同じ
さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借借権で、期間は10年となります。

次に10ページに移ります。8番、こちらも新規設定です。土佐山田町小田島の農地2筆、合計4,914㎡を、7番と同じ
さんが借

り受け、ニラを栽培します。貸借権で、期間は5年です。

9番も新規設定です。土佐山田町下ノ村の農地5筆、合計1,023㎡を、
さんが借り受け、水稲と野菜を栽培します。使用貸借権
で、期間は10年となります。

11ページに移りまして、10番、こちらも新規設定となります。土佐山田町
下ノ村の農地7筆、合計5,649㎡を、
さんが借り受け、水稲と野菜を栽培します。使用貸借権で、期間は10年となります。

12ページに移りまして11番、こちらも新規設定です。土佐山田町林田の
農地、975㎡を、
さんが借り受け、野菜を栽培しま
す。使用貸借権で、期間は10年です。

12番、新規設定です。土佐山田町加茂の農地、1,433㎡を、
さんが借り受け、水稲を栽培致します。使用貸借権で、期間は10
年となります。

13ページにいきまして13番、新規設定です。土佐山田町林田の農地、2,
202㎡を、
さんが借り受け、生姜を栽培します。使用貸借権で、
期間は1年です。

次に14番、新規設定です。土佐山田町下ノ村の農地、2,157㎡を、
さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は3年と
なります。

14ページになります。15番、新規設定です。土佐山田町佐古藪の農地4
筆、合計3,361㎡を、同じく
さんが借り受け、水稲・オクラ・
青ネギを栽培します。貸借権で、期間は8年です。

16番、新規設定です。土佐山田町植の農地、2,979㎡を、
さんが借り受け、ワサビを栽培します。貸借権で、期間は5年です。

15ページに移りまして、17番は再設定になります。土佐山田町山田の農地、
1,645㎡を、こちらは
さんが借り受け、水稲とオクラを栽
培します。貸借権で、期間は3年です。

18番、再設定です。土佐山田町山田の農地、1,625㎡を、17番と同じ
さんが借り受け、水稲とオクラを栽培します。貸借権で、期間は3年とな
ります。

16ページに移ります。19番、新規設定です。土佐山田町新改の農地3筆、
合計5,384㎡を、同じ
さんが借り受け、水稲を栽培します。使用
貸借権で、期間は5年となります。

続けて20番、再設定です。土佐山田町中野の農地2筆、2,172㎡を、同
じ
さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で、期間は116日
です。設定期間が通常に比べて大変短くなっておりませんが、この方、実はまだず
っと先まで期間があると思っていたということで3月初旬に借り手さんの方から
合意解約書が提出されかけました。引き渡し日が8月末という内容でしたの
で、実際は、5月7日で利用権の設定が一旦切れてしまいますので、その説明を
したところ、今回、再設定としますが、期間を9月1日までの116日とする
ということで収まりました。なので大変短い期間ですが、利用権の設定をされま
した。

次に17ページに移ります。21番、新規設定です。土佐山田町入野の農地2
筆、合計1,210㎡を、同じ
さんが借り受け、エンドウとネギを栽
培します。貸借権で、期間は5年となります。

22番、再設定となります。土佐山田町宮ノ口の農地、1,253㎡を、同じ
さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で、期間は10年
です。

18ページに移りまして23番、再設定になります。土佐山田町宮ノ口の農
地3筆、合計1,844㎡を、22番と同じ
さんが借り受け、ニラを栽培し
ます。貸借権で、期間は10年です。

24番にいきまして、再設定です。土佐山田町林田の農地2筆、合計975㎡

を、[]さんが借り受け、ネギを栽培します。賃貸借権で、期間は5年となります。

19ページに移りまして、25番、再設定となります。土佐山田町須江の農地3筆、合計6,887㎡を、同じく[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で、期間は2年です。

続いて26番、新規設定となります。香北町橋川野の農地2筆、合計1,166㎡を、同じく[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で、期間は3年です。

20ページに参ります。27番、新規設定です。香北町五百蔵の農地、1,697㎡を、[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。

28番、新規設定となります。香北町白石の農地3筆、合計816㎡を、[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は15年となります。

21ページになります。29番、新規設定となります。香北町白石の農地6筆、合計1,600㎡を、28番と同じく[]さんが借り受け、柚子を栽培致します。賃貸借権で、期間は15年です。

22ページに参りまして、30番、新規設定です。香北町白石の農地4筆、合計2,000㎡を、こちらも[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は15年となります。

次に31番、再設定です。香北町下野尻の農地、1,335㎡を、同じく[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。

23ページに参りまして、最後です。32番、新規設定となります。香北町萩野の農地、2,201㎡を、同じく[]さんが借り受け、水稻を栽培致します。使用貸借権で、期間は10年となります。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたが、[]がいくつか出ておりますが、関係をします[]君に退席をいただいでですね、この件だけ、皆さん方よりご質問をいただいでまた採決していきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

----- [] 委員退席 -----

議 長 7番から12番の件につきまして[]の案件になってます。すいませんが、この件につきまして先に採決をしたいと思っておりますので、皆さん方からご質問があれば受けたいと思っておりますが、何かご質問は有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無ければ、採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

----- 異 議 な し -----

議 長 それではすいません、7番から12番までの[]の件につきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

----- [] 委員入室 -----

議 長 ■■■君、すいません、ご承認をいただきましたので、また十分に管理していただくようによくお願いを致します
その他の件につきまして、皆さん方より、質疑を受けたいと思いますが、何かございませんかね。

委員（7番） はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員（7番） 単なる訂正です。資料36。■■■■、2026年って書いちゅうけど、昭和26年です。

事 務 局 こちらが見抜かっておりました。

議 長 他に何か有りませんか。私からすいません、2番の工科大生が稲を作る言いましたかね。

1年だけ。それは本人が食料にするためなのか、それとも学校の中の研究のためなのかは聞いてない。

事 務 局 研究のためにですね、農地を借りたいということで農業公社の方へ相談に行ったら、こちらの方へということで借りる農地も決められていまして、やられるのはですね、稲を、狭いので手で植えてですね、そこへ生える草を刈る自動の草刈り機の実験をされるそうです。たぶん位置情報なんか使ってラジコンではなくて自動にインプットして刈っていくような研究されるということで1年借りるようになっております。

議 長 はい、わかりました。是非研究してもらいたいです。農地が足らざったら、また借りにきてもらっていいです。言うちよいて下さい。
他に何かご質問有りませんか。各段有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。右難うございました。
続きまして議案第6号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号下限面積の設定について説明します。
下限面積につきましては、先月の総会において、令和2年度においては、これまでどおり、土佐山田町40アール、香北町及び物部町においては、30アールの設定で承認をいただいております。

今回の議案については、昨年12月の総会で承認をいただきました、「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」により、「空き家に付属した農地指定申請

書」の提出がありましたので、ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書のとおり、下限面積の告知を行う予定としております。

それでは、別添の資料43-1の資料をお手元に準備をしていただきたいと思います。

はじめに、資料の43-4ですが、こちらは取り扱い基準を分かりやすくパンフレットのようにしたもので、香美市のホームページでも公表しているものです。

続きまして43の資料の1とですね、2を見ていただければ説明をしていきます。農地の所在については香北町根須字下モ総尾28番4、所有者は、XXXXXXXXXXにお住いのXXXXXXXXXXさんです。地目は畑、面積は15㎡、遊休農地の区分については、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地と判断しており、1号遊休農地と判断しております。中山間直接支払い制度、多面的機能制度等の利用もありません。初見としましては申請地は遊休農地であり、面積も15㎡と小規模です。また周辺の状況も宅地及び山林に囲まれており、周辺農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることはないことから、設定基準に該当するものと勘案しております。以上です。

議 長

以上説明がありました、この件につきましてはですね、何回も前からですね、下限面積を引き下げて、そして空き家付きバンクに付随をした農地をですね、同時に売買ができるものにしてというふうなことで進めてきておるわけですが、段々段々と具体化した案件が出てきたということになるかと思えます。まだ買う方が決まっちゃうというわけでは有りませんが、売りたい人がこういう状況でですね、売りたいという申請が来ております。面積につきましては先ほど言われたように15㎡やったかね、なんか少ない面積ですけども農地であってですね、香北町であれば30a以上の農地が無いと買えませんよということになってますけども、そこを空き家付きバンクと一緒に売る側についてはいいですよというふうなことで設定をするということで皆さん方にご協議いただいて了解いただければですね、いただいたうえで買いたい人が一緒に買いたいということになれば売れますよということにしたいということの説明があったふうに思います。この件について皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、何か有りませんか。

今までに何度も話が出てきておりますので、皆さん方は十分にご理解いただければと思うわけですけど。何か質問有りませんか。

また実際にですね、売買になったときは、また1回は出てくるろう、ここへ、議題として。

事 務 局

はい、流れと致しましては、まずは空き家バンクの登録がされて、それによってこちらへ、今回の指定をしたいと申請がありました。その後ホームページ等で農地付き空き家バンクということで募集を致しまして、契約になりましたら、通常の3条申請の申請が出てきてそれによって許可することになります。以上です。

議 長

はい、有難うございました。宗石さん、どうぞ。

委員(8番)

これ、さかのぼって1年位前に契約した人は非常に困っておりまして、何とかそれをさかのぼるわけにはいきませんでしょうね。令和2年3月11日から前にうちの近所の方が家だけ売って、土地が1反くらい余っているという人がおりました。

事 務 局

そうですね。今整理としましては、空き家バンクに登録された家に付随する農地ということになるので、さかのぼることはちょっと、登録はできないので、

難しいと思います。難しいというか出来ませんので空き家バンクを今後空き家付きの農地以外も検討していくというような段階になればですね、そういったことも可能になってくるかとは思いますが。

一応下限面積10a未満設定できる中の基準にですね、何でもできるわけではなくて空き家に付随したというところ、定住促進と新規農業者につなげようとなっております。

委員（9番）

前に移住してきちゅう人がよね、家を買うたけんどよね、付随しちゅう、まあその家の横にある畑とか、面積は少ないけどよ、家付きの土地みたいな、あつちで移住して来ちゅう人がよね、そこも買いたいけど、買えれなあね。そういう救済というこの空き家バンクに登録せんと買えん。来た人が登録して買って来るやったら買えるけど、今までも移住しておる人はもう救済という感じはないかね。

議 長

今のところはあります。今の進め方としては同時進行で空き家の家と農地とが付随をして同時進行でいかんとですね、空き家は空き家、農地は農地というそういう扱いにはなりませんので、今のところそういうことです。これから先、どうしても定住して来ちゅうけど、周辺の農地が荒れてよね、困るということになって、昔からそこで住みやあせん人が新たにそこへ住みに来てですね、空き家を買ってそれが数年経ってその土地も買いたいけれどもということになって、買えるということになるのはまだちょっと今のところは無理やと思います。また法律等が変わってですね、そういうことでも構いませんよとなればまた別ですけど、今はいきません。はい、どうぞ。

委員（14番）

今売れてない空き家バンク、それに農地をつけることはできますか。

事 務 局

それは可能です。

委員（14番）

わかりました。

事 務 局

詳細について、またですね、意見交換会とかに説明する時が来ると思うんですけど、今地域再生法というのが見直しをされてまして、その中でその指定をした地域においてはですね、農地法の適法を受けるのにですね、その空き家付きの農地が買えるとかいうですね、緩和されるようなのも出てきますので、それが使えるかどうかというのはちょっとわからないですけども、農地法の許可なくですね、できるように制度が変わるところも出てきますので、またそういうことがわかりましたら紹介するようになりたいと思います。

議 長

制度が段々変わってくるところが有りますので、そういう変わってきたところをですね、事務局等で十分気をつけていただいてですね、進めていけるものは進めていってらえいと思いますが、ただ香美市単独でそういうことを変えてですね、香美市やったらできるようにするとかいうことはなかなか難しいと思います。

この件についても、もしこの空き家付き住宅のこの農地がついたものが売れたと、契約になったということになればですね、段々と浸透していくかもわかりませんが、今のところ、高知県でも他の市町村においてもですねうちと同じような条例をこしらえて、売れますよということで取り組んでいるところもありますけど、全然例が有りませんので、どっかで例をこしらえなあいかなんという思いはしてますけど、周辺の、市町村にもこういう例はあるかもしれんけども、実際に契約になったという例は聞いておりません。

他に何かご質問は有りませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければですね、この下限面積の設定について、空き家付きバンクの場合に面積が少なくても売れますよということについてですね、ご承認いただけます方は挙手をお願いしたいと思います。

——全員挙手——

議長 はい、全員です。有難うございました。
それでは続きましてその他の件について何か事務局の方から有りますかね。


事務局 無いです。

議長 すいません、今日農業委員会の定例会については今日は終わりたいと思いますが、引き続きまして推進員の意見交換会を行いたいと思いますので向こうの時計で35分頃まで2時、今半ですが、35分頃まで休憩をして再開をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時30分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名人 森 岳 正 

署名人 桑 原 和 彦 